社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ環境保全

● 発行 ●
平成21年
7月15日

VOL. 79

行政ニュース

◆岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

目　次

あいさつ　理事長就任ごあいさつ
㈳岐阜県産業環境保全協会理事長　坂　志郎 … 2

特　集　㈳岐阜県産業環境保全協会第40回通常総会 …… 3
・協会の新執行体制 …… 5
・各委員会の委員名簿 …… 7
・青年部会の新執行体制 …… 8

あいさつ　就任ごあいさつ
岐阜県環境生活部廃棄物対策課長　宗宮正典 … 9
岐阜県環境生活部不法投棄監視課長　市川信夫 … 10
岐阜県環境生活部地球環境課長　久保田正之 … 11
岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課長　杉山　哲 … 12

行政ニュース　岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例について
岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 13

振興局だより　希少野生生物保護活動について～「ウシモツゴ」の保護～
岐阜県中濃振興局中濃事務所環境課 … 17

シリーズ　わがまちの産業廃棄物問題とその対策
瑞穂市長　堀　孝正 … 19

講　演　産業廃棄物処理業界における当面の課題について
講師　㈳全国産業廃棄物連合会専務理事　仁井正夫 … 20

協会だより　㈳岐阜県産業環境保全協会
委員会の開催 …… 32
㈳全国産業廃棄物連合会
第25回通常総会の開催 …… 32
連合会長表彰 …… 32
中部地域協議会
中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議の開催 …… 33
第１回専務理事会議の開催 …… 33
岐阜県環境推進協会通常総会の開催 …… 34
産業廃棄物処理関係講習会の実施状況 …… 34
新規加入会員の紹介 …… 35
社名変更の紹介 …… 35

お知らせ　協会設立20周年記念講演ほかの案内 …… 36
許可の有効期限にご注意 …… 37
協会への入会のおすすめ …… 38
会費の納入は便利な口座振替で …… 39

編集後記 …… 40

表紙写真　「清冽」（本巣市根尾）…… フォト飛水　毛利秋生

理事長就任ごあいさつ

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂　志郎

このたび、第40回通常総会及び臨時理事会におきまして、理事長に再任されました坂 志郎です。どうぞよろしくお願いします。

早いもので、中本前理事長さんの跡を、といわれ理事長にご指名をいただいてから、もう２年の歳月が過ぎようとしております。

この間、目立った成果もなく、私といたしましても、誠にじくじたる思いでありますが、総会におきまして皆様方から、力強い御信任をいただきましたからには、微力ではありますが、共に選出されました役員の皆さんと一緒になって前期以上の成果が得られるよう粉骨砕身努力して参る覚悟であります。

さて、産業の発展と良好な生活環境の保全は、社会の願いであり、わが産業環境保全協会の責務であります。また、当協会も平成元年の設立以来20年を経過致しました。会員数も設立時の約３倍となり、人生で言えば、立派な成人になったわけであります。今後益々発展をしていくためには、現在の協会を取り巻く、未曾有の世界同時不況への対応を始め、地球温暖化対策としての温室効果ガス排出量の削減、３Ｒの推進による循環型社会の構築、さらには、平成25年をリミットとした公益法人改革への対応等の諸課題に的確に対処していくことが肝要であると思います。どの課題を取りましても解決が困難なものばかりですが、会員の皆様方と一緒に対処して参りたいと考えておりますので、今までと同様ご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせて頂きます。

第40回通常総会を開催

平成20年度事業報告・決算、役員改選の承認

第40回通常総会が、去る６月26日㈮岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において、多数のご来賓のご臨席を頂き盛大に開催されました。

総会では、提出議案が慎重に審議され、すべての議案が原案どおり可決承認されました。

理事長あいさつ

本日、ここに第40回通常総会を開催致しましたところ、公私ともどもご多忙のなかご臨席を賜りましたご来賓各位を始め、会員皆様の多数のご出席を賜り、盛大に挙行することができますことは、誠に有り難く衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

当協会は、平成元年に県、市町村並びに業界挙げてのご支援により設立され、平成９年には公益法人として組織強化をさらに進めるため、「社団法人 岐阜県産業環境保全協会」と名称を変更し、今年で21年目を迎えることとなりました。

この間、地域社会のご期待に応えるべく、皆様とともに社会の発展に努めて参りましたが、現在、会員数は正会員・賛助会員併せて451人となっており、設立当初の３倍以上となりました。これもひとえに、岐阜県、岐阜市を始めとした関係各位のご指導、ご支援の賜であり心から感謝申し上げる次第であります。

さて、私がいまさら申し上げるまでもなく、米国の金融危機に端を発した世界的な大不況は、日本経済を牽引してきた自動車、家電等を始めとする多くの産業に多大な影響をあたえております。

中部の物作りの一翼を担っている当地域ではありますが、経営基盤が弱い中小企業が中心であることからも他地域より厳しい状況が続いていると思われます。産業廃棄物処理業界も地域の産業と一体となり歩んできている

第40回通常総会

ことから、全く同様の状況にあると思います。

こうしたなか、すべての産業界がこぞってこの不況脱出のため努力をしておられます他、米国、欧州を始めとした世界各国はもとより日本政府も次々と経済対策、不況対策を打ち出されており、この効果もあって徐々にではありますが、明るい兆しも見えてきていると認識しております。

どうか皆様の英知を集めてこの大不況を乗り切って頂きますよう頑張って頂きたいと思います。

私ども協会も微力ではありますが、全力を挙げて皆様方のご支援をして参る所存であります。

次に、環境を取り巻く諸情勢ですが、まず地球温暖化については、現在、皆様方に全国産業廃棄物連合会が策定した環境自主行動計画に基づき温室効果ガスの削減に鋭意取り組んでいただいているところであります。

政府は、2020年度の温室効果ガス排出量についての削減目標、いわゆる中期目標を今月決定されたところであります。

それによりますと、2005年比15％の削減と大変厳しい内容になっております。更に、本年末には、コペンハーゲンで開催される気候変動枠組条約第15回締約国会議、通称コップ15において、2013年以降の国際枠組みが協議されることとされており、今後の動向に注目していきたいと存じます。

また、このような不況の折りには、ややもすると法令に反する行為や行動が発生するものであります。適正処理を徹底し、コンプライアンスに基づいた経営を行い、信頼を築いていくことが必要であると思います。どうかよろしくお願いいたします。

先ほども述べましたように、この協会も20年を経過しました。この機会に20周年記念式典の開催を来たる10月29日に予定いたしておりますので、多くの方々のご参加をお願いしたいと思います。本日の総会は、平成20年度事業報告及び決算についてご審議をお願いするものであります。また、併せまして今年は役員改選の年でもありますので議題としており、よろしくご審議をお願いしたいと存じます。

最後になりましたが、貴重な資源の有効活用を推進する循環型経済社会の一翼を担う私どもの果たす役割は、益々重要となっております。廃棄物の３つのアールの推進と一層の適正処理の推進に向け、更なるご尽力をお願い致すとともに、当協会に対し一層のご指導ご支援賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつと致します。

◇

続いて、来賓祝辞に移り、岐阜県知事（古田常道環境生活部長代読）、岐阜県議会議長及び、岐阜市長（安江茂樹環境事業部次長）が祝辞を述べられ、㈳全国産業廃棄物連合会会長からの祝電を披露した後、議事に入りました。

議事は、株式会社粥川商店代表取締役粥川長司氏を議長に選出し、最初に第１号議案平成20年度事業報告と第２号議案平成20年度決算について慎重に審議し、いずれも原案どおり可決承認されました。

第40回通常総会会議場正面で
挨拶する新役員

続いて、第３号議案役員の改選について審議し、役員は原則再任とし、退任される７名の理事に代って理事７名を新たに選任することが、可決承認されました。続いて、臨時理事会を開催して、理事長、副理事長、専務理事の互選を行い、理事長に坂志郎氏（再任）を、副理事長に清水道雄氏（再任）と後藤利夫氏（再任）を、専務理事に広瀬利和氏（新任）を選任しました。

再開後の総会で新役員が紹介され、坂志郎新理事長が新役員を代表して就任の挨拶を述べました。

続いて、役員として多年にわたり協会の運営に尽力され、今回理事を退任されることになった高井信夫氏に感謝状と記念品を贈呈することを臨時理事会で決定したことが伝えられ、感謝状と記念品が会場で披露されました。その後に閉会され、会場を移して懇親会が開かれました。

協会の新執行体制

第40回通常総会において役員の改選が行われ、臨時理事会で理事長、副理事長及び専務理事が互選されました。顧問及び役員は次のとおりです。

役職名	氏名	会員区分	会社名等	備考
顧問	桑田宜典	—		
	森朴繁樹	—		
理事長	坂志郎	特別	元岐阜県議会議長	
副理事長	清水道雄	正	寿和工業㈱ 代表取締役社長	
	後藤利夫	正	岐阜県家庭紙工業組合 顧問	
専務理事	広瀬利和	特別	㈳岐阜県産業環境保全協会	新任
理事	臼井清三	正	日本ウエストン㈱ 取締役会長	
	兼松誠吾	賛助	中濃地域産業廃棄物処理推進協議会 会長	
	粥川長司	正	㈱粥川商店 代表取締役	
	河合研三	正	㈱カンチ 常務取締役	新任
	木村虎男	正	㈱斫木村 代表取締役会長	
	國本吉男	正	㈱國本起業 代表取締役	
	桑原信幸	賛助	本多金属工業㈱	新任
	清水利康	正	笠置産業㈱ 代表取締役	
	杉下武夫	正	㈲丸武産業 代表取締役	
	鈴村兼利	正	平成舗道㈲ 会長	
	津田芳朗	賛助	岐阜県メッキ工業組合 代表理事	
	丁明夫	正	㈱マテリアル東海 代表取締役会長	
	冨所俊一	賛助	三洋電機㈱ 岐阜総務人事センター 所長	新任
	丹羽武	正	㈲丹羽建材 代表取締役	
	野々村清	正	㈱野々村商店 代表取締役	
	野村清晴	正	フジムラサービス㈱ 代表取締役	
	堀義博	賛助	㈳岐阜県建設業協会 環境委員会委員（岐建㈱ 専務取締役）	新任
	村井保之	正	大王製紙㈱ 可児工場 工場長代理	新任
	山口繁	正	中部浄化工業㈱ 代表取締役	
	山田輝幸	正	㈱山田林業 代表取締役	
	渡邊浩章	賛助	岐阜県環境推進協会 事務局長	新任
監事	大村辰男	正	㈱丸大興業 会長	
	髙木雅浩	賛助	岐阜県管設備工業協同組合 理事	

理事会員構成　計25名　（内　訳　正会員 18名、賛助会員 5名、特別会員 2名）

第１回理事会開催

平成21年度第１回理事会が、平成21年５月26日㈫午後３時30分から岐阜市内の「ホテル330グランデ岐阜」において開催されました。

第１回理事会

この理事会では次の議案が審議され、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決承認されました。

第１号議案　平成20年度事業報告
第２号議案　平成20年度決算
第３号議案　理事の辞任
第４号議案　第40回通常総会
第５号議案　新規加入会員の承認

また、この後に、協議事項「役員の改選」では、坂理事長から任期満了に伴う役員の改選方針について「理事の定数は前期（第10期）同様に、定款の上限である25名とする。選任については、再任を原則とし欠員について新たに選任する場合は、前任者の出身地域・母体、会員種別等を考慮する。理事の総数に占める正会員の割合は、公益法人の設立許可及び指導監査の運用方針に準拠する。」等の説明があり、役員候補者名簿案のとおり通常総会に提出することを全会一致で可決しました。

第２回理事会開催

平成21年度第２回理事会が、平成21年６月26日㈮午後４時30分から、第40回通常総会終了後に岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において開催されました。先立つ通常総会で役員の改選が行われたため、新役員による最初の理事会となりました。

第２回理事会

この理事会では、総務、研修指導、広報編集、適正処理の各委員会の委員任期が満了するため委員会の委員構成、顧問の委嘱について審議が行われ、いずれも原案どおり全会一致で可決承認されました。

6月26日開催の第2回理事会において、各委員会の委員が改選されました。委員長及び副委員長は、次回（7月22日・23日開催予定）の各委員会で互選されます。

各委員会の委員名簿

区分	氏名（50音順）	会員区分	役職名	会社等
総務委員会 8名	大村辰男	正会員	監事	㈱丸大興業 会長
	河合研三	正会員	理事	㈱カンチ 常務取締役
	國本吉男	正会員	理事	㈱國本起業 代表取締役
	桑原信幸	賛助会員	理事	本多金属工業㈱
	河野明平	正会員		㈲河野組 代表取締役
	清水道雄	正会員	副理事長	寿和工業㈱ 代表取締役社長
	鈴村兼利	正会員	理事	平成舗道㈲ 会長
	村井保之	正会員	理事	大王製紙㈱可児工場 工場長代理
研修指導委員会 8名	臼井清三	正会員	理事	日本ウエストン㈱ 取締役会長
	小塚貞彦	正会員		小塚メタル㈱ 代表取締役
	後藤利夫	正会員	副理事長	岐阜県家庭紙工業組合 顧問
	冨所俊一	賛助会員	理事	三洋電機㈱岐阜総務人事センター 所長
	丹羽武	正会員	理事	㈲丹羽建材 代表取締役
	林久仁	正会員		㈱美濃環境保全社 代表取締役
	山田輝幸	正会員	理事	㈱山田林業 代表取締役
	若山三代子	正会員		㈱池田環境保全 代表取締役
広報編集委員会 8名	天池孝一	正会員		青協建設㈱ 代表取締役社長
	兼松誠吾	賛助会員	理事	中濃地域産業廃棄物処理推進協議会 会長
	川合秋男	正会員		丸硝㈱ 取締役
	川合清和	正会員		㈱カワイ工業 代表取締役会長
	野々村清	正会員	理事	㈱野々村商店 代表取締役
	野村清晴	正会員	理事	フジムラサービス㈱ 代表取締役
	山口繁	正会員	理事	中部浄化工業㈱ 代表取締役
	渡邊浩章	賛助会員	理事	岐阜県環境推進協会 事務局長
適正処理委員会 8名	石田信正	正会員		岐阜代用燃料㈱ 代表取締役
	粥川長司	正会員	理事	㈱粥川商店 代表取締役
	木村虎男	正会員	理事	㈱斫木村 代表取締役会長
	杉下武夫	正会員	理事	㈲丸武産業 代表取締役
	髙木雅浩	賛助会員	監事	岐阜県管設備工業協同組合 理事
	津田芳朗	賛助会員	理事	岐阜県メッキ工業組合 代表理事
	丁明夫	正会員	理事	㈱マテリアル東海 代表取締役会長
	堀義博	賛助会員	理事	㈳岐阜県建設業協会 環境委員会委員（岐建㈱ 専務取締役）

青年部会の新執行体制

第６回青年部会(49名)通常総会において役員の改選が行われました。役員は次のとおりです。

青年部会役員名簿

平成21年４月21日

役職名	氏名	会社名等	担当業務
会長	石原幸喜	丸石㈱ 代表取締役社長	
顧問	木村順一	㈱斫木村 代表取締役社長	
副会長	林　和幸	㈱美濃環境保全社 専務取締役	
	達川　修	㈱油研 専務取締役	
幹事	江崎雅教	㈱大雅 代表取締役	・教育研修(正)
	山下八起	㈱レミックマルハチ 代表取締役社長	・教育研修(副)
	小塚将樹	小塚メタル㈱ 専務取締役	・協力交流(正)
	金本義千	㈱平田開発 代表取締役	・協力交流(副)
	粥川竜司	㈱粥川商店	・機関紙(正)
	野々村剛司	㈱野々村商店 取締役	・機関紙(副)
会計監事	内園宏幸	㈲ウチゾノ 代表取締役	
	中尾正邦	㈱ワイエス・コーポレーション 専務取締役	

第40回通常総会で、会長とともにアピールする青年部会役員の皆さん

春の定期人事異動

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長に宗宮正典氏が就任。また岐阜県環境生活部不法投棄監視課長に市川信夫氏が、岐阜県環境生活部地球環境課長に久保田正之氏が、そして岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課長に杉山哲氏が就任されました。

就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長　宗　宮　正　典

本年４月の異動で、岐阜県環境生活部廃棄物対策課長に就任しました宗宮でございます。本誌面をお借りしまして一言御挨拶申し上げます。

貴協会の皆様には、日頃から産業廃棄物の適正処理の推進につきまして、格別の御理解、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県の廃棄物行政におきましては、かねてより、適正処理の推進とリデュース、リユース、リサイクルの「３Ｒ（スリーアール）対策」を基本とした循環型の社会づくりに取り組んでいるところです。特に、産業廃棄物処理施設の整備への公共関与の在り方等については、様々なお立場の方々を委員とする岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会において、２年間にわたりご審議いただき、平成19年度末に最終報告書をとりまとめていただきましたので、その提言の１つを受け、本年３月30日に「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を公布いたしました。

この条例は、産業廃棄物処理施設の設置が透明で適正な手順のもとで行われるようにすることにより、事業者と関係住民との合意の形成及び地域の生活環境保全に寄与することを目的としています。

具体的には、従来の「住民同意書」取得に代えて、施設を設置しようとする業者に対し、事前にその計画を広く公表し、説明を行うことを求め、また、関係住民には、その内容について意見を出すことができる等の手続を定めたものです。現在、施行規則の制定等の準備を進めているところであり、来年１月からの円滑な施行にむけて周知徹底を図っていく予定です。

今後とも、各種事業を積極的に推進していきたいと考えておりますので、さらなる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部不法投棄監視課長　市　川　信　夫

本年４月の異動で、岐阜県環境生活部不法投棄監視課長に就任いたしました市川でございます。本紙面をお借りしまして一言御挨拶申し上げます。

貴協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の状況は、廃棄物処理法の改正や地域住民の産業廃棄物への関心の高さ等から全国的に減少の兆しが見られるものの、最近の事案の中には、土砂等による埋立て等を装った事案や排出物の「有価物性」を主張したり、その「廃棄物性」を認めないなど、手口はますます巧妙化しています。

このような状況の中、不適正処理対策を更に推進するため、平成18年４月にそれまでの不適正処理対策室を改組し、職員を増員して当課が設置されました。また、平成19年４月には、環境基準に適合しない土砂等による埋立てを規制することを目的とした「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を施行しました。

当課は、各圏域の振興局及び関係機関と連携をとるとともに市町村や地域住民等との通報・連絡体制を確立し、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止、早期発見・早期措置に努めており、更に、不適正処理事案に対しては、行政処分や告発など毅然とした対応をとり、県土の生活環境の保全に資するよう最大限努力していく所存です。

大規模な不法投棄案件などにより環境問題が注目されるなか、産業廃棄物の適正な処理及び積極的な再生利用の推進を掲げる貴協会への期待は益々高まっております。今後とも廃棄物行政全般における一層の御理解と御協力をお願いします。

最後になりましたが、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御活躍を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部地球環境課長　久保田　正　之

本年４月の異動で、岐阜県環境生活部地球環境課長に就任いたしました久保田でございます。本誌面をお借りしまして一言ご挨拶申し上げます。

貴協会の皆様には、日頃より地域の環境保全につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最近、国内外で関心の高まっている地球温暖化問題は、人類共通の課題であり、国ばかりでなく私たちも地域からの取組みとして県民、事業者、行政が一体となって積極的に貢献していく必要があります。このため、本年３月に岐阜県地球温暖化防止基本条例を制定し、温室効果ガスの削減を推進することとしております。この条例では、地球温暖化対策をより実効性あるものとするため、一定規模以上の事業者に、温室効果ガス削減のための計画の作成、実績の報告をお願いするとともに、県土のおよそ８割を占める森林の保全・整備、県産材の活用、再生可能エネルギーの普及など岐阜県の特長を生かしながら、さらなる推進を図ることとしております。

いうまでもなく、安全、安心で快適な生活環境を確保することは、県民共通の願いであります。大気汚染防止法やダイオキシン類特別措置法など法令の遵守につきましては厳正に対応し、良好な大気、水、土壌環境の保全及び化学物質による汚染防止に資するよう、努力していく所存でございます。さらに、本県は、清らかで美しい「水」と「緑」に恵まれた豊かな自然を有しており、これら自然環境の保全、また野生生物の保護等生物多様性の確保を図るよう努めてまいります。

こうした中で、貴協会の皆様には、各環境関係法令の遵守のみならず、地球温暖化対策や地域の環境保全活動への自主的かつ積極的な取組みを通じ、事業者の模範として一層のご尽力を期待しているところでございますので、今後とも、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

就任ごあいさつ

岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課長　杉　山　　哲

本年４月の人事異動により、岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課長に任命されました杉山でございます。本紙面をお借りしまして一言御挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から産業廃棄物の適正処理につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「環境の世紀」と呼ばれる21世紀を迎え、持続可能な社会の実現が求められています。廃棄物行政におきましても、廃棄物の減量化・リサイクルを進めておりますが、その一方で不法投棄等による生活環境への影響が、大きな社会問題となっております。

本市の大きな課題でございます岐阜市北部地域における産業廃棄物不法投棄対策につきましては、「迅速」、「情報公開」、「市民との協働」の３原則による解決を目指し、全力を傾注しております。昨年３月25日に環境大臣の同意を得ました「特定支障除去等事業実施計画」に基づいて、廃棄物内部の消火対策、廃棄物の掘削、選別、処分等を行うなど行政代執行による対策工事を進めています。本事案の解決に向けては引き続き全力を傾注して取り組んでいますので皆様のご理解をお願いします。

また、本市では、平成17年度から産廃Ｇメンを配置し、市内のパトロール、排出事業者等への立入検査を行い、産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見に努めております。その結果、不法投棄件数は年々減少しており、産業廃棄物の排出事業者の適正処理への認識が高まっていると考えております。

産業廃棄物の排出業者、処理業者の皆様により構成されます貴協会におかれましては、他者の模範として、業界のリーダーとしての役割を果たしていかれることを、期待しております。

最後になりましたが、貴協会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

公布日：平成21年３月30日
施行日：平成22年１月１日

1　条例化の背景

平成18年度から19年度にかけて、「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」において、廃棄物処理施設整備に関して、県の公共関与のあり方が検討されました。

その中で、現行制度の課題として、住民への計画内容の説明（方法の詳細が規定されていない、実施状況を県が把握する制度になっていない）や同意書取得（同意書未取得による不許可処分の脆弱性、同意範囲に係る市町村への責任転嫁）の問題が指摘されました。

また、平成20年3月6日に全面解決をみた御嵩町産廃処分場問題について、三者会談の席上で「互いの意思疎通が十分にできなかった結果」との共通コメントが出されました。

こういった状況を鑑み、事業者と住民との合意の形成を促し、地域の生活環境の保全に寄与するため、産業廃棄物処理施設設置に係る事前手続に関する新たな制度を整備するものです。

2　条例の目的

産業廃棄物処理施設の設置が透明で適正な手順のもとで行われるようにすることにより、処理施設を設置しようとする事業者と関係住民との間の合意の形成を促し、地域の生活環境保全に寄与することを目的とします。

3　定義

この条例における用語の定義は次のとおりとします。

(1)　産業廃棄物処理施設等の設置等

法や条例に規定する処理施設の新設・変更及び自ら排出する産業廃棄物を処理するための施設の処分業への転用

(2)　事業者

産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者

(3)　周知地域

産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知を行う地域

(4)　関係住民

①産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする土地から10メートル以内の土地について所有権等を有する者
②周知地域内に居住する者
③その他規則に定める者

(5) 合意の形成
産業廃棄物処理施設等の設置等に伴って生ずる周辺地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業者と関係住民との相互理解

4 責務

事業者、関係住民、県の責務を次のように定めます。

(1) 事業者の責務
①周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮すること
②関係住民に対する事業計画の正確かつ誠実な情報提供をすること
③手続の過程において示した見解を遵守すること
④関係住民の立場を尊重し合意の形成に努めること

(2) 関係住民の責務
①事業者の立場を尊重し合意の形成に努めること

(3) 県の責務
①関係市町村と協力し、生活環境の保全に配慮した産業廃棄物処理施設の設置が行われるよう事業者の指導を行うこと
②事業者と関係住民との合意の形成が図られるよう努めること

5 条例手続の不履行への対応

事業者が法手続等の前に条例手続を行う旨の規定に反した場合、以下のとおり許可の制限規定を設けています。

- 許可をしないことができる場合
①条例手続を実施せず、法の規定により産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行った場合
②条例手続を実施せず、法の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請を行った場合
- 許可に条件を付すことができる場合
①条例手続を実施せず、法の規定により産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可又は変更許可申請を行った場合（自己処理目的の産業廃棄物処理施設を処分業で使用する場合に限る。）

6 今までの手続との相違点

従来の制度による手続では、産業廃棄物処理施設等を設置等する場合は、基本的に「県への事前協議」→「市町村長が求める自治会等へ事業計画周知（説明会等）、同意書取得」→「許

可申請等」と進みましたが、新たな制度では、これに代えて以下の手順を経ることが必要となります。

Step 1：産業廃棄物処理施設等を設置等しようとする事業者は、法手続の前に事業計画書とその周知計画書を県に提出し、県は審査

Step 2：事業者は、周知計画に従って計画を公表（広告、縦覧）し、説明会を開催

Step 3：生活環境保全上意見がある者が意見書提出、事業者は意見に対する見解を周知

Step 4：知事は、事業者と関係住民との合意形成状況を把握し、判断
知事判断に対する「申立」「申出」により、第三者委員会が調整等（手続の終結→許可申請等に移行）

7　合意の形成の判断

知事は、合意の形成状況について、以下のいずれかに該当するかを判断します。

①合意の形成が図られていると認める

②条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認める

③条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認める

8　異議の申立て

事業者及び関係住民は合意の形成の判断に不服がある場合は、知事に異議を申し立てることができます。その場合、知事は第三者委員会、事業者及び関係住民の意見を聴いて再度判断することとなります。

9　意見の調整

合意の形成の判断が③の場合に限り、事業者及び関係住民は知事に意見の調整を申し出ることができます。その場合、知事は第三者委員会に意見の調整を付託することとします。

10　条例手続の終了

合意の形成の判断が①か③の場合、条例手続は終了します。その後、法許可手続に移行することとなります。②の場合は指定する手続をやり直す必要があります。

11　第三者委員会

条例の規定により、附属機関として「岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会」を設置します。この委員会は学識経験者等7名以内の委員で構成され、任期は2年です。役割は以下のとおりです。

①知事が合意の形成の判断（1回目）を行うとき、知事が意見を求めたことに対し意見を述

べること。

②知事が異議の申立てに基づいて合意の形成の判断（2回目）を行うとき、知事が意見を求めたことに対し意見を述べること。

③知事が意見の調整の申出に基づいて意見の調整を付託したとき、意見の調整を行うこと。

12　公表等

(1)　知事は、条例に規定する手続の進捗状況について公表します。

(2)　知事は、事業者が正当な理由なく条例に規定する手続を行わなかったり、不正若しくは不誠実な方法でこれを行ったと認めるときは、必要な措置を講じるよう勧告することができます。

(3)　知事は、勧告に従わない事業者について、その旨を公表することができます。

13　適用除外

この条例の手続の全部若しくは一部が適用されないものとして、以下のものが規定されています。

- 全部が適用されない

①岐阜市の区域内において産業廃棄物の処理施設等の設置等を行う事業者

- 一部が適用されない

①自ら排出する産業廃棄物を処理するために、その排出する場所において、産業廃棄物処理施設の設置等（焼却施設、ＰＣＢ処理施設、最終処分場等を除く。）を行う事業者

②その他規則で定める事業者

14　従前の手続に係る経過措置

条例の施行の際に、事業者が旧制度に基づいた手続を開始している場合において、事業者が旧制度の手続を行うときは、この条例の手続を行う必要はありません。

15　施行期日等

平成21年３月30日公布、平成22年１月１日施行

なお、施行規則は平成21年9月頃の公布を予定しています。

希少野生生物保護活動について

～「ウシモツゴ」の保護～

岐阜県中濃振興局中濃事務所環境課

「絶滅する恐れがある生き物が生息するところ」といえば、「秘境」とイメージするのではないでしょうか。実は、私たちの身近な場所に生息している生物もいることは案外知らない人が多く、わずかな環境の変化で絶滅のおそれがある状況です。

自然環境に対する理解と意識の向上を図るとともに、地域住民の環境保全に対する意識を浸透し、波及するためには、地域における自主的な環境保全活動への意欲が重要となっています。

また、豊かな自然を後生に引き継いでいくために、次世代を担う子どもたちが自ら環境保全活動を行うことが必要です。

今回は、中濃事務所が特に熱心に支援している「ウシモツゴ」の保護活動についてご紹介いたします。

ウシモツゴを飼育しています

中濃総合庁舎の１階ロビーで飼育しています。

小さなお子さんからお年を召した方々まで、大人気のアイドルたちです。

たくさん増やしてから池に返す予定をしています。

放流会に参加しました

平成20年度は、中濃事務所で飼育したウシモツゴ約500匹が大きくなり、他で育てられたウシモツゴと合わせて1,000匹ほどを地元の小学生が放流しました。

交換会に参加しました

４月にはウシモツゴの交換会がアクア・トトぎふで行われました。

ウシモツゴを守る会の会員や、飼育している小中高等学校のウシモツゴを交換することで、近親交配を防ぎ、遺伝的多様性の低下を防ぐことを目的としています。

中濃事務所で飼育したウシモツゴも交換しました。写真右が、ウシモツゴを守る会の会長三輪芳明さん。左が飼育している小学校児童代表。（NHKや各新聞社の取材多数！）

○ウシモツゴとは？

日本固有種で岐阜県の南部及び愛知県、三重県に広がる濃尾平野に分布するコイ目コイ科の全長７㎝程度の淡水魚。

湖沼や緩やかな流水に生息しますが、農業用水路や用水池の改修などによって生息地は急速に減少しています。さらに、ブラックバスやブルーギルなどの外来魚の侵入によって減少率を加速させています。

岐阜県内の確実な生息地は美濃市、関市、多治見市の特定の池だけとなっています。

岐阜県では野生のウシモツゴを捕ったりすることはできません。

水槽にいるのは岐阜県の条例ができる前から飼育されていた物の子孫です。

（いわゆる「ペット」）

条例※1ができた以降に発見されたものについては、原則捕獲等を禁止しています。

環境省レッドデータブック：絶滅危惧種ＩＡ種、岐阜県レッドデータブック：絶滅危惧種Ｉ類、

※１：岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物に指定

○今後における環境保全

岐阜県は、全国の中でも有数の多種多様の野生生物が生息する、自然豊かな県です。

しかし、近年様々な社会活動によって里山や水田など身近な自然環境が変化しており、岐阜県に生息している野生生物の中には、絶滅が懸念される希少な野生生物も存在しています。

こうした野生生物の現状を十分認識するとともに、野生生物への負担を低減するために、地域住民、各種団体、研究者、関係行政機関等の連携を図り、効果的に推進されるよう努めていきたいと考えています。

わがまちの産業廃棄物問題とその対策

限りある自然、資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型都市の構築を目指して

瑞穂市長　堀　　孝　正

社団法人岐阜県産業環境保全協会におかれましては、平素から廃棄物の適正処理をはじめとする環境行政に対して格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市は平成15年５月１日に当時の穂積町、巣南町の２町の合併により誕生した人口51,000人余りの市であり、長良川及び揖斐川に挟まれ、東西5.5㎞、南北6.5㎞にわたって平地が広がる面積28.18㎢の市です。市内には揖斐川、長良川及び犀川、五六川、根尾川、糸貫川、天王川等の16本の一級河川が流れる、水に恵まれた自然の豊かな地域です。

本市では、現在一般廃棄物の総排出量が17,700ｔ強で、その量は年々増加傾向を示しています。

こうしたことから、これらの廃棄物行政を取り巻く社会動向に対応するために、循環型社会の構築を目指すためのごみ処理の発生・排出抑制、資源化、中間処理、最終処分場等の姿を描くことを目的として、平成20年度に一般廃棄物（ごみ処理）処理基本計画を策定いたしました。本計画では本市が目指すべきごみ処理の在り方について、市民・事業者・行政の共通目標として確認するとともに、この計画によりごみの排出抑制・適正処理を行っていくこととしています。

今後とも廃棄物の適正な処理になお一層のご理解とご協力をお願申し上げ、また、貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

産業廃棄物処理業界における当面の課題について

講演　㈳全国産業廃棄物連合会
専務理事　仁　井　正　夫

当協会は、本年３月17日に岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において第39回通常総会を開催し、総会終了後、㈳全国産業廃棄物連合会 専務理事の仁井正夫氏を講師にお招きし講演会を開催しました。以下は、仁井正夫氏の講演内容です。

はじめに

皆さんこんにちは。連合会で、昨年の６月から専務理事に就任いたしました仁井でございます。よろしくお願いいたします。

今日は総会後の講演にお招きいただきましてありがとうございました。また１時間の総会、皆様お疲れ様でございます。総会後ということでございますので、砕けた話をというところもあるかもしれないのですが、私は根が真面目でございますので、あまり砕けた話は出来ないので、こういうタイトルでやらせていただきます。最初にちょっと自己紹介させていただきます。主催者の方でプロフィールを書いていただいたのですが、お話しする前にちょっとこのひとつ手前を知っておいてもらったほうがいいかと思います。平成11年８月に環境庁大気保全局大気規制課長と書いてございますけれども、その前は省庁再編前でございましたので廃棄物行政を厚生省で担当しておりましたが、その前の三年間、平成８年７月から平成11年８月まで厚生省の水道環境部というところで、産業廃棄物対策室長というのをしておりました。平成９年の廃棄物処理法の改定は、私自身が手がけたものであります。ちなみに15年７月～16年７月まで、今の環境省の廃棄物リサイクル対策部企画課長もやっておりました。本日全体としては、

まず私自身が考える、廃棄物業界と制度・法規制、といったものに対しての基本的考え方をお話させていただきます。

それから先程申し上げた平成９年から17年ぐらいまであるのですが、結構、類似の法改正があります。どんなところが主眼となっているかということをおさらいして、それから連合会としては現状というものをどう認識しているかということ、また、昨年の９月から始まりました、環境省・中央環境審議会、廃棄物部会・廃棄物処理専門委員会ではどんな議論がなされているか。そういう中で連合会はどういう主張をしていて、今どのような状態になっているかということについて1時間半ほどお話いたします。

社会全体が享受する廃棄物処理サービス

基本的な考え方という部分で、やはり廃棄物の処理サービスというのは通常の財・サービスの取引とはかなり異にするところでない

かと思います。通常の財・サービスというものはお金を出す人、買う人、が買いたいサービスというものを査定しながら、いいものなら高いお金を出すのもしょうがない、あまり安いものを買ってしまってはそれこそ身も蓋もない。というようなことを判断しながら自ずとそのサービスや、物の良し悪しに応じて取引価格がきまります。個別には色々あるでしょうけど、全体としてみればそういう話だということであるかと思います。それはやはり物というものは、買った人が受け取るものであるし、サービスというものも買った人が受け取るサービスだということです。やはり、かっこいいブランドの服を買おうとすればそれなりのお金を払わなくてはいけない。有名なところで、美容院に入ろうとすればそれなりのお金を出すなり、行列をしなければいけない。そういうことなのだと思います。廃棄物というものは逆にお金と物とが同時に動いている、同じ方向に動いてくものですね。だから廃棄物の排出事業者は廃棄物を受託する人に預けてお金とともに物を持っていってもらう。出す人にとっては、きちんと処分されるか、ほどほどに処分されるか、ということに対してそもそものところではあまり関心を持たないという性質のものです。物の流れが普通のものは、お金と、物なりサービスがクロスしていくものですが、廃棄物というのはお金と物が同じ方向に動いている。目の前から消えてしまえばいい。といったところがなきにしもあらずになります。廃棄物処理ではいいサービスというのは、お金を出した人が享受するのではなく社会全体が享受する。きちんとした最終処分をするというのは周辺の人にとっては安心でありましょうし、そういったものに対する社会的ニーズが多いのです。出す人にとってはそこまでやってくれなくても安いほうがいい、というところがどうしても出てくる。そこが他の財・サービスとは違うということを意識しておかなくてはいけない。やっぱりなるべくお金を出したくない。低価格で何とかできないだろうかという、誘惑というのは廃棄物を出す人には常にある。普通の物であれば安い物・値切りすぎるととんでもないものをつかまされるかもしれないというリスクは自分が背負うわけですけれども、廃棄物の場合このリスクというのは社会全体が受けるわけですので、そういったところに対して無関心になってくると、お金をケチるという誘惑は常に出す側にある。受け取る側はお金が高ければ高いほうがいいというのは当然なのですが、物が集まらないとどうしようもない。少し値段を下げてでも、荷物を集めたい。どうしてもそういうことをしようとすれば、少し処理のグレードを下げるしかない、といったことで商売の広がりを広げようと、いってみればレベル低下へのインセプティブというのは出す側にも受ける側にもどうしても出てくる。これは廃棄物処理であろうと、リサイクルであろうと、事の本質はおんなじだろうと思います。そういうことから廃棄物の処理というのがビジネスとして成り立つというのはちゃんとした法律が機能しているというのが絶対的な要件であるわけです。私どもの周りでは廃棄物処理法でありますとかいろんな法律で縛られておりますが、それは逆に本来であれば自由な活動を縛っている、というよりはまったく規制がないとすればビジネス自身が成立しない。そういうことに根ざすものだと意識しておいて頂きたいと思います。この事業に携わる方は、他の産業以上にコンプライアンスという意識

を持っていただきたいと思います。当然のことながら、規制がありさえすればいい、規制が強ければ強いほどいいという話ではまったくありません。やはり合理性がある規制というものが必要であり、あまりに過剰な規制に対しては業界側から是正を求めるというのは当然のことだろうと思います。今、非常に経済環境が悪化している状態であります。コストをかけない、少しグレードを落とした処理よって、受注単価を安くして荷物を余計集めようという誘惑は常にあると思いますけれども、社会環境が厳しければ厳しいほど、こういったときこそコンプライアンスに徹して頂きたいと思っております。今かなり、過酷な形で欠格要件、ある要件にあてはまると許可が取り消しなる。取り消しになるとそこの全役員、あるいはそこに関する大口の出資者、そういったものまでみんなバツイチになって、5年間はこの業界に出入り禁止だといったような制度がなされております。これに対して、全産廃連はあまりに過酷であって、もう少し工夫してくださいという話は申し上げておりますが、現在機能している法律自身はそういう法律であります。経済環境がこういうような状況のとき、万が一倒産といった話になって、何の手続きも取らずにそのまま倒れてしまうということになりますと、これは業に対しての経理的基礎がなくなったと行政が判断しますからその時点で許可取り消しになる。もう倒産必至という段階で廃業の届けを出して、いったん廃棄物処理法から縁を切れば、清算処理へと移行できるわけですけれども、廃棄物処理法上の許可を残したまま倒産状態に陥ると、そこで許可取り消しが出てくる。許可取り消しが出てくると、その時役員であった人みんなにバツマークが付いてその人が新しく別会社を興したり、あるいは個人で事業をやろうといったときに5年間は出来ない、ということになります。やはり経済状況が経済状況ですので、倒産なんて事は考えたくないというのは当然の事ですけれど、万が一といったときには今生きている法律の下で、いかにきちんとした手続きをするかということについては十分意識していただきたいと思います。それでは、これまでの廃棄物処理法がらみの変化というものを概観してみたいと思います。我が国における廃棄物政策の変遷ということで、スタートは、し尿系を中心としてかもしれません。蚊とハエのいない生活でありますとか、消化器系の伝染病の問題といったような衛生上の問題というのが非常に強く意識された時代がありました。それから公害の問題あるいは施設の周辺環境の問題というのが、今も続いてはいますけれども、高度成長期ぐらいから起こり出している。それからリオサミットの頃から資源循環といった、地球の有限性を意識したような政策展開に変わってきている。具体的にこの十年間どんな制度的な改正がなされてきたかというと、平成9年の廃棄物処理法改正があります。当時は産業廃棄物の問題というのが全国の社会的話題になっておりました。ここ岐阜でも御嵩町の問題というのが、全国的な話題になりました。香川の豊島の話も事柄が発覚したのは平成2年でしたが、平成8・9年の公害等調整委員会の場でかなり盛り上がりを見せたといったところでございます。処分場の立地をめぐってそこら中で地域紛争が起こったという話が多かったころであります。こうしたことに関連して、この制度改正で何をしたかというと、処理に関する信頼性・安全性の向上を図りましょうということで、処

分場なり焼却施設を作るときは、ミニアセスを行って、環境への影響というのを事前に把握しましょう。処分場の場合だと、捨て込みが終わったからといって全部が終わるわけではないので、維持管理積立金といった制度を作りましょうと、施設の基準についてもかなりガチガチの基準にしていきましょうという話。マニフェストについて、それまで平成3年の法改正で、特管廃棄物だけに法律上の義務としてきたものを、産業廃棄物全般に広げましょうという話です。それから不法投棄の原状回復について国と産業界と、地方公共団体とが協力して、何とかする基金制度を作っていきましょう。といったようなことを制度の中に盛り込んだのであります。平成12年の改正というのはマニフェストが今でいうマニフェストになっていったと、それからダイオキシン法に伴ってダイオキシンを意識したような、焼却施設について立地の用件が追加されたというのがメインのものなのかと認識しております。平成15年の法改正ですが、そもそも廃棄物とは何かというそんな議論が出てきたわけですけれども、結論的には比較的小ぶりに収まった改正なのかと思います。廃棄物の疑いのあるもの、そういったものに対しても立ち入り検査が出来る。廃棄物であるか廃棄物でないかというところに関してギリギリのところまでいかないと灰色という状況がなかなか整理できないということで、疑いのある物に対しても、立ち入りなり何なりが出来るようにするといったようなところが、15年改正の中では大きいことではないかと思います。15年改正の中で悪質な処理業者への対応の更なる厳格化ということで、特に悪質な処理業者の許可の取り消しの義務化というのがあります。要件に合致していたら事情の如何を問わず許可取り消しをしなくてはいけない。というところがありまして、要件の追加と義務化というのが組み合わされますと、非常に硬直的な運営になりまして、かなりひずみが表面化しているなというところが率直なところであります。16年の法改正というのを私は部の筆頭課長の立場でコミットしたわけですけれども、これはどちらかというと単純に一番のメインは硫酸ピッチ対応です。それからＲＤＦ施設の爆発事故といったところにもパッチ当てをやっております。17年の法改正は中国で廃プラが一時期ストップした頃でもありまして、輸出がらみについてと、維持管理積立金制度の対象の拡大です。18年の法改正ですが、アスベスト対策の一環で出てきた改正で、アスベストに特化した改正であります。全般的なところに対して制度的な見直しをしたものは平成９年のもの、議論のスタートとしては平成15年、平成12年、それ以外は局所的なところでほころびに絆創膏を貼ったといったところではないかと思います。

法改正が処理水準の価値観を高める

これだけ法改正をやってきた中で、現状をどう捉えたらよいかというと、10年前のあの頃メディアでは、産廃汚染列島とか産廃紛争列島とかそんな言葉がけっこうでかいポイントの見出しで新聞紙上に出ておりましたけれども、そういう状況から考えますと今はかなり落ち着いた状況なのではないかと思います。これはそれだけ制度的な対応をしてきたということと、行政においても、また私たち処理業界においても、それから排出事業者の意識も結構変わってきていること。排出事業者の意識が変わってきたのが一番というのは、青森、岩手の県境のところで大規模な不

法投棄事件がありました。そこでは行政のずるずるとした対応で処理業者がヤマをでかくしていったというので青森、岩手の県職員も行政的な責任があるという意味で、職員自身にも懲戒をかけたと共に、熱心に探していくと投棄された廃棄物の中から、書類の切れ端とか、出所がわかるものが見つかるわけです。そういうところからこれはどこからの産廃だということがわかって、それを排出事業者に請求をまわすということがありました。こんなところから、排出事業者もいい加減なことをしていると、後々請求書が回るような話になるという意識が結構大きかったのではないか。排出事業者については、さきほど安いところであまり処理水準を意識せずに選ぶというのが基本的な構図だと言いましたが、やはり価値観が変わって、高くては困るのだが、安心できるところをきっちり選んでいこうという感じに変わってきたと思います。何年間かいろんな法律、新しい制度をうってきたというのはある程度の不審の極みへの危機管理・危機対応といったような性質の部分っていうのがあったと思います。それが少しでも救えてきた状況になってくれば危機管理・危機対応という形でパニックを鎮めるという話にではなしに、どうやっていけば排出事業者・処理業者の連携が上手く取れていくか、という形で見直していくべきではないだろうかと思います。昨年の9月9日に、中央環境審議会、廃棄物リサイクル部会、廃棄物処理制度専門委員会というのが発足いたしました。これはなぜかといいますと、平成9年に法改正をいたしましたが、そのときの法律の附則で施行後10年たったら施行状況を見ながら必要な見直しを行いなさいというのが法律の中に義務付けられているのです。平成9年体制から10年経過した段階で、全体の見直しをしなくてはいけない、ということで、専門委員会を興して議論を始めています。全産廃連にも環境省から推薦委員を参加させてくれというお話がございまして、全産廃連の法対策委員会の委員長をやっている北海道の協会長谷口さんに、その専門委員会の委員として入っていただいて、必要な議論をしています。議論はどの様に進んでいくのかというと、初回の昨年9月9日は今までどんな法改正をして施行をしてきました、今後はこのようなことをしていきましょうという話でした。10月に2回の関係者のヒアリングが行われましたが、どこがヒアリング対象者に選ばれましたかといいますと、全国都市清掃会議、日建連、日本経団連、全産廃連、埼玉県と宮城県の行政担当者。6団体の関係者ヒアリングをしております。関係者ヒアリングから持ち出された問題意識を基にして昨年の12月に2回ほど専門委員会を開きまして、これからどういう論点ごとに議論をしていくかという、論点整理についての議論をスタートしました。12月19日、2回目の論点整理の議論の中で最終的にこういう項目立てでこれから議論をしていきましょうという話がまとめられました。2月からは論点ごとの個別的な議論がされています。2月18日には不法投棄対策はどうあるべきかということと、排出事業者責任の強化と徹底についての議論がなされたようであります。連合会はこうした議論の中でどういうことを専門委員会にお願いしているのかということですが、10月27日に全産廃連がヒアリング関係団体ということで専門委員会に招かれて全産連としての要望を述べたわけです。私のほうから審議会の場で、全産廃連としてはこういうことを考えてこういう議論をお願い

したい、と言うことを申し上げております。制度見直しに係る当面する課題ということで、連合会の主張という13ページから42ページまで。これがまさに10月27日に私どもが審議会に出して説明した議論であります。ざっとどんなことを主張したのかということについてお話したいと思います。基本的な考え方というのは先程お話した考え方ですが、もう少しざっくりと話しますがここら辺の要望を述べさせていただいたところです。それから廃棄物処理法の改正によって規制が強化された、行政によっても適切な施策がされた、私たちも努力をした。ということで、全般的には「規制強化」に重点を置いた構造改革。かなり産廃処理業界の質が上がってきた。ということで、高く評価していいのではないかと思います。一方で産廃処理業界の成長を阻害するマイナスの側面が結構ありまして、それは効果的な３Ｒを阻害するような重荷になっている。昔からずっと変わっていないため時代から見て不適合になっている面というものもある。そういったところについてちゃんと手を打ってくださいということで、７つの具体的課題・要望事項というのがあります。今、産廃処理業の許可というのは、県・政令市ごとの許可制度になっております。昔は政令市といっても三十いくつかでありましたが、今は、109程あります。各地から62出ています。こんな37万㎢程度のたいして広くないところが109に分かれて、そこの中で活動しようと思えば、109の許可手続きが要る。廃棄物がいわゆる通常の産業廃棄物だけではなく、特管の廃棄物も取ろうとするとそれは別ということで、オールジャパンで収集運搬しようとすると200を超える許可手続きが必要となる。その度に手数料がかかり、それぞれにあわせて数点、しかもｅ－Gov（電子政府）と騒いでいるわりには必ず担当者が出て来いという要請がほとんどだと思います。電子申請が出来るという話はあまり聞いたことがない。そんな制度やめてくれ、ということが第一点であります。ここで申し上げているのは、いわゆる施設を構えての処理・処分業という話ではなくて、収集運搬業ということにターゲットをおいております。収集運搬でいけばもう難しいことをいわないで全部同じでいいじゃないかといったことを申し上げております。それから欠格要件・義務的許可取消、ここら辺はあまりにも大きなところがありますね。もう少し上手な形で考えてください。それから国の制度もさることながら、備考欄に横出しなり、上乗せなりで、結構ごちゃ混ぜな行政をやっている。Ａ県とＢ県とでまったく違う。ある程度同じような様式だっていろいろ違う、このようなところを何とかしてくれという話と、何をするにしても行政庁に届出が要るのか、手続きがあまりにも多い。そこらへんについて、自立的な経営ができるようにしてほしい。それから、建設業の絡みでは排出事業者の明確化をやってほしい。それから、どうみてもても自社処理となると、行政等担当は甘いのではないか、許可業者に対しては結構ああだこうだとか言うけれども、自社処理だというとなんかそこから以上はあまり、追求しないようなところがある。やっぱりその公平な執行ができる制度を考えてほしい。まぁそれ以外に法律事項というよりは、政省令事項で、経理的審査、関東のほうで最近、裁判の問題がありましたが、それから安定型処分場のあり方という問題もあります。こういったことにつても考えてもらいたいと思います。主要なものについて若干内容をお話し

ますと、「業許可の広域化」ということで、運搬に限ってのことについてお話したいと思います。特に運搬であれば、許可審査というのは、A県もB県もC市もD市も一緒のはずなのです。ある県で○であってある県で×だなんてことがあるのかというふうに思います。ですからある県で許可を取ればそれは他の県で通用するという格好にしてくれと。わたしは千葉県公安委員会の運転免許証を持っていますけれども、東京でも岐阜でもちゃんと運転できますし、免許証を見せてくださいといって千葉県公安委員会の免許証でどこでも通用する。それから習志野陸運局からナンバーをもらっている。そのナンバーでもって、東京都にでも埼玉県にでも入れる。今の運搬業の業許可というのは全部の公安委員会から免許をもらい全部の陸運局からナンバーをもらう。それを強要しているに近い。なんでそんなことが必要なのですか。というおはなしをしたい。審議会での議論の行く末は予断を許さない状況なのですけれども、何とかしたいなと思っております。そんな許可の為に大変な負担をして、更新手数料もばかになりません、という事例を基にして説明してあります。要望事項の二つ目として「欠格要件・義務的許可取り消しの見直し」ということで、業務のかかわりに関係なく義務的に許可を取り消される。それから5年間は参入できない。それから、ある法人が許可取り消しとなれば、全役員、それから大口の債権者ですとか、大口の出資者とか他までということであります。ちょっと極端な例なのですけれども、ある役員が自分の産廃処理業務と関係ない個人的な案件で、連帯保証人になったというので、破産状態になり破産宣告される。そうするとこれは欠格要件に該当する。役員の一人が欠格要件に該当すれば、その法人は許可が取り消されます。ある役員が個人的なところで、破産したということでその年たまたま、一緒に取締役であった全員に黒丸が付いて、この人たちは5年間、個人であろうと新たに会社を興そうと、産廃業務に参入できないという話です。そこの会社に関連企業の人間が、業務提携みたいに、非常勤取締役で入る。そうするとその人間も黒になって、黒の人間がいたもうひとつの会社というのもそういう形式になって、全員が黒くなる。黒が連鎖していって、オセロゲームみたいに黒がダーッと広がっていく。そのような話があって、そこまでしなくてはいけないのですか？おかしいじゃないですか？ということを申し上げております。審議会の委員からは、いわゆる通常で言う破産になったって直ちに欠格要件に該当するわけじゃない。破産になって、破産宣告されて、欠格要件になる。ある人間が破産になりそうだったらその時点で取締役を辞任するとか、いわゆる膿は外に出せるのだという意見がありました。要するに事前に頭が少し切れて先回りして防御すれば、それですむのだ。というのです。その程度のことであれば、一回取り消されてもいいけれども、その人間を排除した新しい体制で作りましたといったら、ちゃんと審査してくれてもいいのではないか。たまたまそういう因果関係を知っていて、事前に防御すれば無傷だと。知らなかったら黒がドドドドドっと増殖していくというのはあまりにもおかしいのではないのではないか。といったような話であります。あまりにも黒が連鎖しているといったことについては、もう少し制約というか、上手に歯止めをかけるような話があってもいいではないかという感じで、関係当局も頭をめぐらせ

てくれているような感触を感じています。これからの審議がうまくいけば、それなりの改善が期待できるかと思います。それから「地方ルールの合理化」ですが、これが責任逃れ地方自治の話で、また難しい。平成9年改正のときに、同意がなければ許可をしないなんていう運用はやめてくれということを通知として出して、地方自治に対する不当な介入だということで、そこらじゅうのメディアからたたかれました。ただ別に不当な介入をする気も全然ないわけでありまして、やっぱり同意が取れないようなら許可を出さないなんていう消極的なやり方ではおかしいのではないかということを申し上げているだけであります。ここら辺についても改善の兆しが見えていない。率直に申し上げますと、累次の法改正の下で産廃処理業界はそれなりに誠実に対応してきたと思います。それから排出事業者もまぁまぁかなという気はしますが、官の側が何にも動いていない。官のほうがやりたい放題を全然変えていない。改善命令を出すだけなのです。あるいは措置命令を出すだけなのです。もともと許可を持っていないとか行政として取りうる手段の限られているところ、しかも相手が居直るところに関しては、非常に動きが鈍い。そこらへんが私自身　しては非常に不満です。10年前に私が法改正をしたときは、官も産もそれから循環もがんばるので、一生懸命やっていきましょうというそういう話だったんですけれども、どうも官の動きが鈍いなと率直に思っております。ある県では収集運搬のときに車両写真を出せということで、斜め前と斜め後ろからのを出せというのが方針です。ほかの県、E県ですが車両の正面、真正面を撮影。それからトレーラーの場合は後ろから、そしてナンバープレートは確認できるようにする。それから、真横を撮影する。ある県では斜め前を撮影する、ほかの県では真正面を撮影する。同じ人間が両方の県の許可を取らないと、寸断して動けなくなる。ある県に出すときは、斜めからの写真を出して、ある県に出すときは正面からの写真を選んで……。細かい話かもしれませんが、何でそういう意味のない負担を私たちにぶつけるのですか。ということを申し上げております。こういう話は審議会の中で結構でてきます。

全産廃連は公正かつ厳正な行政措置を主張

「排出事業者責任の明確化」現行の元請責任のことについて、原則的には元請だけど、法的にはいろんな場合があるという通知がある。また、許可業者がおこなったときに比べ排出事業者の自ら処理だといったときに、行政上は及び腰になっているのです。どのルートでやってもいいけれども、同じ行政措置をしっかり適用してやってくれということで、公正かつ厳正な法執行をお願いしたいというお話をしております。ここら辺を10月にあげております。ここの書いているのは全産廃連だけの主張でありますが、そのほかにも、経団連や日経連等からヒアリングもありました。日経連はヒアリングについて議論がまだ集約できていなかったのか、あまりストレートな形での主張ではなかったかのように記憶しております。経団連は私どもとかなり類似している部分、それから異なっている部分がありました。たとえば業許可について広域化すべきだといったあたりでは同じ方向を向いている。それから欠格要件についても一定の緩和を求めるということについても共通していると思います。私どもとニュアンスが違うなぁと言うところは、やはり優良なリサイク

ルにはその中でも特に規制を緩やかにしてくれというところもありました。それはもちろんそれぞれの段階ですので、違うところはあるかと思いますが、結構共通して役所に対してお願いできるところがあるなというふうに思いました。尚、この情報は環境省のＨＰにどのような資料を使ったとか議論としてはどうこうなったとか、すべて公開されております。皆様方、ぜひ関心を持ってご覧ください。私ども基本的には、北海道協会長の谷口さんをトップにする法対策委員会で、議論をしながら内容をつめていっておりますけれども、やはり多くの会員からの声、あるいは実例としてこんなに不都合を感じているのだ、といったような議論でもって非常に大きな力になっていくものと考えております。

各団体からのヒアリングはそんなところでありまして、12月に２回目の議論をして、廃棄物処理政策における論点整理というのがまとまっております。これが昨年の12月段階。これはどういう意味かと言いますと、これから廃棄物処理制度、その専門委員会どういう部分を議論するテーマとして掲げていって、それぞれについてより詳細なことを検討していって、ということについての宣言であります。逆に言いましたら、ここにはっきりともられていないところについては、今回の検討の対象ではないと言うことであります。端的に言えば、そもそも廃棄物とは何なのかそういう議論と言うのは今回の論点整理の中に入っておりません。これは平成15年改正を議論するときにさんざんやって、廃棄物とは何なのか、再生資源とは何なのか、資源と廃棄物の境界はなんなのかという神学論争のようなことをしたりして、結局は廃棄物の疑いのあるものに対しても差し向けることが出来るという結論しか出なかったのです。そういう議論はもう今回はしないということだと思います。廃棄物処理に関する取り組みと進捗状況ということで現状はこうなっていると、現状認識が述べられていて、廃棄物処理政策において今後検討すべき論点ということで、１の適正処理対策から３のその他というところまで、今後検討すべき論点に対して掲載されております。

では論点の中で私どもが主張する話はどういう形で織り込まれているのかと言いますと、私たちが主張している話を踏まえた論点としての書き方になっております。排出事業者が最初の排出事業者責任を強化すると言うことについても、排出事業者が自ら処理する場合の適正処理をより確実に確保していくことが必要ではないか。建設系産業廃棄物については、排出事業者責任の所在を明確にすることが必要ではないか。と言ったようなところが、先ほど私どものほうで排出事業者責任の明確化といったあたりになるのではないかと思います。それから廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進ということで、許可制度については、欠格要件の見直しや、許可手続きの簡素化等により負担を軽減するなど、合理化が必要ではないか、という欠格要件の話。それから許可手続の簡素化の中にどこまで必要があるか分かりませんが、合理的許可と言うのが議論の中に含まれています。それから廃棄物処理施設設置の許可、これは安定型処分場の話ですけれども、施設の実態をちゃんと把握して評価することが、第一に必要ではないかということです。不法投棄対策の強化・徹底と言う後にも、排出事業者が処理業者に委託して行う場合と、排出事業者が自ら行う場合といずれの場合にも処理基準

が遵守されなければならず、当該処理を担保するための措置について偏りのない制度とするべきである。公正かつ厳正な法の執行をお願いしたい。

それから地方公共団体の運用ということで、住民同士や流入規制については改善のための方策を具体的に検討することが必要。申請様式や添付書類、法の運用が異なる現状を改善することが必要ではないか。といったような話をして、プレゼンの中でこのような話を、結果として右になる左になるというのはまだ分かりませんけれど、より詳細な議論をする対象としてはクローズアップされていると考えております。今日は資料を持ってきていないのですが2月に行われた第1回の部門点ごとの検討では不法投棄対策についての問題と言うものと、排出事業者選出の徹底というあたりが議論になっています。それぞれ事務局側が作成したディスカッションペーパーの、私どもの意を汲んだような形での話になっています。たとえば不法投棄対策の徹底と言ったようなところで、他の基準も措置命令の対象に加味、くみ上げるべきだと言う話も出ています。ここは自社処理に対する対応をして保管なのか処分なのか不明なようなところに保管とみなして措置命令を充てるということを念頭に置いた話だと思います。排出事業者責任の徹底につきましては、排出事業者が保管するに当たっては、排出事業所から排出して保管する場合の不適正保管の起こりやすい事例の場合にその保管場所を明らかにし、都道府県知事が把握することにより、不適正な保管を早期に発見し、迅速に指導できるようにすることが、効果的なのではないかと書かれています。業の場合ですと、業に関する施設の内容ということで、保管施設として設ける場合は、それに関して図面もなにもかも全部行政庁に届け出る。排出事業者自らが場外で保管すると言ったときに、保管についての基準、高さや角度や量は2週間程度と言った、それ自身は適用されているのですが、どこでやるかと言うのは行政庁は知らないのですよ。届け出るとかそういう制度がないものですから。排出事業者の厳格化ということで、建設系廃棄物についてはその排出事業者の特定は困難であり、中にはそれを悪用して自らの処理であると称した、無許可での不適正処理が行われていることもある。排出事業者責任を明らかにすることが必要ではないかという話が出ておりました。これは私どもがかなり主張していることに近いと思います。

マニフェストについて

マニフェストについてお話します。マニフェストについては多くの人が電子マニフェストとすることにより、紛失・破棄の恐れのない、記載漏れのない、迅速かつ正確な情報整理が可能であることなのどの利点があり問題が発覚した場合に排出事業者責任の追及が容易であるため直ちに普及を促進するべきではないかといいます。電子マニフェスト、連合会においては今の状況で出来る人は電子マニフェストに移行してください。促進すると言う立場です。ただ電子マニフェスト、紙のマニフェスト、それぞれやはりいろんな意味で、得失があります。電子マニフェストは登録されたものについては紛失や破棄の恐れはないかもしれないけれども、スタートのところで登録するかどうかは誰も見ていないですからそこのところは制度的に担保しようがないですから、それが決定的に利点だとは少なくとも私には思えない。それから電子マニフェストというのは逆に言えば登録されたも

のは身奇麗なもの以外はありえないのですね。身奇麗でなければアラームが出てくるから、逆にみんなそのうえできれいごとの世界になってしまう。紙って結構ずさんなところがある。ずさんなところもあるから結構刑事捜査の証拠になるのですね、私どものところにもこのナンバーの紙のマニフェストはどこへ販売されたのですかという照会が年間に十数件あります。どの程度役立っているかは捜査情報なのでこちら側にはフィードバックしてもらえませんけれども、役に立たないものへの照会なんてのはなくてそれなりに役立っている例も何例も事実はあるだろうと思います。そういう点で紙って言うのは物が残るだけ、単にディスクの中に履歴情報が残るのではじゃなくて、物が残るだけ結構意味があるところがある。我々は、率直に言って私が皆様方から聞いた話で行くと、今のＪＷネットはやっぱりちょっと使い勝手が悪すぎる。ＡＳＰを介してでないと、スカスカと使えない。ＡＳＰを介して使えばスカスカ使えるけど、今度はＡＳＰに対しての料金が出てくる。私は今、環境省にも申し上げているし、電子マニフェストの指定機関になっている日廃振センターにも申し上げているのですけど、みんなが使いやすい使いたくなるような、使い勝手の良いものにしてくれと、そうすればかなりの部分はきちんとしてくる。だけど法的義務化の話ではないだろうと思います。年間に何件とか、そういう非常に少ない回数の排出者の話もあるし、パソコンなんか触りたくないなんて人だっていないわけではない。そういう辺りで、義務化とか、つまらない話が出てくることに関しては、しかるべき抵抗はしなくてはいけないだろう。だけど電子マニフェスト粉砕なんてこと言う気は全然ない。ある種時代の流れだと、確かに利点は結構あると思います。特に処理業者にとって利点はある。排出事業者は言ってみればチャラチャラーって書くだけですけれど、処理業者のほうは完了したら完了したよと言うのを、親元のほうへ戻していく。それを郵送で一件ずつにやっていたら、メチャクチャコストがかかる。そういうものが、確かに回付したなと言う記録の上で出てくる。結構それはそれで、メリットだと思います。そういう意味での使い勝手の良さ、と言うものを上手に活用していくということが必要なのかと思います。僕がいっているのは、電子マニフェストと言ったときに、後半のものなんですけれど、家電のマニフェスト、それから自動車リサイクルのマニフェスト、そこら辺の対比で私どものマニフェストが語られるのが、非常につらいなと思います。非常につらいと言うのは、家電のマニフェストと言うのは、たとえばテレビは一台二台、それしかないのですよ。テレビだけのマニフェストなのですね。そのあと、部品になってどこに行ったかなんてのは家電マニフェストでは何にもフォローしていない。自動車だってそうなのです。自動車も一台って単位で捉えられるところによっては確実にやっている。そもそもの性質が違うわけですね。家電のマニフェスト、それから自動車のマニフェスト、これは各ユーザーからリサイクル料金をお預かりしたものがちゃんとリサイクル工場のところまで届きましたよ、と言うのを一般ユーザーに証明するために制度を作った。自動車もそうです。ですから何の例外もないのです。すべてのものについて同じシステムなのです。廃棄物処理法の産廃マニフェストと言うのは排出事業者が自分がやるのは自分で見ていられるけど、人に出し

たときに人がどうするかというのはよくわからないから、そこのところでちゃんとやりましたというお手紙をもらいましょう。人に委託したときの話なのです。ですから自社処理に対してマニフェストは出てこない。要するにプロセスを追っかけるのではなく、自分でない人にやったものに対して、人から責任ある回答をもらうと言う、そういうシステムなのです。自動車でいけば、一人の人間が引き取り業者であり解体業者であり、自分のところでそれぞれのステージで、引き取り・買い替え・処分、とそこまで全部マニフェストに載せていくわけです。産廃のマニフェストは、第三者が本当に言ったとおりにやってくれたのか確認をするシステムですから、確認するまでもなく信頼できるところにお預けしたものに対しては、マニフェストはいりませんよということで、地方公共団体が併せ産廃を受けているとか、フェニックスへの持ち込みとか、そういうものに関しては、マニフェストはいりません、と言う例外事項はたくさんあるのです。その流れを管理するという話がある。同じマニフェストという言葉の中で、産廃のマニフェスト、家電なり自動車のマニフェスト、ごちゃごちゃになっていて、あっち側で綺麗なデータが出てくるから、こちら側もあれを100％やったら綺麗なデータが出てくるのではないかと思うのですが、向こうは1台2台3台と数えられるものだけをやっているのです。こちら側は分からないですよね。要するに最初にある製品があってと言う話ではないのです。最後になんか言いがかりみたいなものをいってしまいましたけれども。数えていただければ、論点整理というので大きく(1)、(2)とか内容をくくっていくと、10項目ある。4、5回こういうものがなされていて、その後にだんだん中間報告の結審だとかそういう形になっていくだろうと言うことです。今オフィシャルにやっていっておりますのは、夏ぐらいまでには中間報告として取りまとめたいと言う言い方をされました。そういう点からいいますと6～8月がすごく議論が密になるのではないかと思います。業団体として言うべきことは言う。それから、改善してもらうものは改善してもらう。全体の中の話ですのである程度のところで上手に整備してもらうと言うことなのかと思いますけれども、一番大切なことは、皆さんに関心を持ってもらって、これはこういったところを考えてくれという意見を貰うことです。逆にいま土俵は論点整理のとおりこういうふうになりました、そもそも廃棄物の定義から見直してくれという議論をいまされても、これは半年前の議論になってしまいます。法改正に関わる話とかを、連合会事務局でもいいいですし、東海ブロックの法対策委員などを通じてでもいいですけれども、関心を持ってお寄せいただければ、それなりの議論をしていきたいと思っております。昔と違って今はネット上で探していくと、そういう情報をフォローできますので、そういう感じで関心を持って見てください。それとともに、こういう議論をしているときに、どこどこの政治資金規正法のはなしではないですけれども、何か事件っぽいのがおこると今まで全うな議論を積み重ねてきたのがチャラになりかねないというのがある。ですからぜひ、この時期だけではないのですけれども、コンプライアンスには細心の注意を、ぜひご配慮・徹底をお願いしたいということを申し上げて私の話を終わらせたいと思います。

どうもご静聴ありがとうございました。

〈㈳岐阜県産業環境保全協会〉

○委員会の開催

平成21年4月23日㈭、24日㈮に総務委員会等、4つの委員会が岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において開催され、平成21年度の事業実施計画等が審議されました。

6月26日に開催される第40回定時総会において、役員改選が行われるため現在の委員による委員会は今回が最後となりました。委員の皆様、お忙しい中を委員会にご出席いただきありがとうございました。

第1回広報編集委員会

（4月23日　午前10時30分から）

1　平成21年度委員会事業実施計画
2　協会報「ぎふ環境保全」第79号の編集方針
3　「協会要覧2009」の編集方針

第1回適正処理委員会

（4月23日　午後1時30分から）

1　平成21年度委員会事業実施計画
2　巡回指導・パトロールの実施
3　「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化に関する条例」について
4　「岐阜県優良建設廃棄物選別資源化センター認定制度」について

第1回総務委員会

（4月24日　午前10時30分から）

1　平成21年度委員会事業実施計画
2　協会設立20周年記念事業

第1回研修指導委員会

（4月24日　午後1時30分から）

1　平成21年度委員会事業実施計画
2　法令等研修会の開催
3　先進的処理施設の視察研修会

〈㈳全国産業廃棄物連合会〉

○第25回通常総会の開催

平成21年6月19日㈮に、㈳全国産業廃棄物連合会の第25回通常総会が、東京都内の「明治記念会館」で開催されました。総会では、次の議案が審議され、すべての議案が全会一致で可決承認されました。

また、総会終了後に講演会が開催され、講師の諏訪東京理科大学教授 篠原菊紀氏が、「脳を鍛える活脳トレーニング」と題して講演されました。

当協会からは、坂理事長、広瀬専務理事代行が出席しました。

第1号議案　平成20年度事業報告承認の件
第2号議案　平成20年度決算報告承認の件
第3号議案　平成21年度事業計画案承認の件
第4号議案　平成21年度収支予算案承認の件
第5号議案　役員補充選任の件

○㈳全国産業廃棄物連合会会長表彰

全産廃連の第25回通常総会の終了後、廃棄物処理業務功労者等に対する平成21年度㈳全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。

当協会の関係者は、功労者表彰1名、優良事業所表彰1社、地方優良事業所表彰2社、優良事業者表彰4名が受賞をされました。表彰式には、㈱粥川商店 代表取締役 粥川長司氏、㈱斫木村 代表取締役社長 木村順一氏、㈱西村組 常務取締役 西村竜一氏、中部浄化工業㈱ 後藤隆氏が出席をされました。

○功労者表彰

粥川　長司　㈱粥川商店　代表取締役
（当協会 理事）

○優良事業所

㈱斫木村

○地方優良事業所

梅田建設㈱

㈱西村組

○優良従業者

土本　忠雄　㈱粥川商店

水野　正彦　㈱鈴木組

近藤　恭規　㈱美濃環境保全社

後藤　　隆　中部浄化工業㈱

粥川長司
（協会理事・㈱粥川商店代表取締役）

水野正彦
（㈱鈴木組）

近藤恭規
（㈱美濃環境保全社）

後藤　隆
（中部浄化工業㈱）

※以上、いずれも敬称略

〈中部地域協議会〉

○中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議の開催

中部地域協議会の主催で、平成21年6月23日㈫に中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議が名古屋市内の「ローズコートホテル」で開催されました。

会議には、環境省の中部地方環境事務所、中部四県の県・政令市廃棄物担当課、海上保安本部・海上保安部関係課及び中部地域協議会・県協会関係の42名が参加し、各県の産業廃棄物不法処理の現状と問題点、取組状況について意見交換を行いました。

なお、岐阜県関係者として次の方々が出席をされました。

第四管区海上保安本部　警備救難部刑事課
　磯部　　昇　国際海洋汚染対策官
岐阜県　環境生活部不法投棄監視課
　浅野　純二　技術課長補佐
　森　　裕勝　主査
岐阜市　環境事業部産業廃棄物指導課
　眞鍋　　洋　副主幹
　渡邊　将吉　主事補
㈳岐阜県産業環境保全協会
　坂　　志郎　理事長
　粥川　長司　理事（適正処理委員長）
　広瀬　利和　専務理事代行

○第1回専務理事会議

平成21年度第1回中部地域協議会専務理事会議が、平成21年4月28日㈫に四日市市内の「三重県産業廃棄物協会」で開催されました。

会議に先立ち、四日市港ポートビルを訪れ四日市港管理組合の環境への取組状況を視察しました。会議では、次の議題について協議や意見交換が行われました。

当協会からは、広瀬専務理事代行が出席をしました。

1　産業廃棄物収集運搬業の社内管理体制構築の手引きについて
2　家電量販店からの委託を受けて家電リサイクル品の収集運搬を行う電機事業者について
3　公益法人改革について
4　廃棄物処理制度専門委員の動向（法改正の経過報告）

岐阜県環境推進協議会通常総会の開催

平成21年6月4日㈭に、岐阜県環境推進協会の平成21年度通常総会が「岐阜県庁大会議室」で開催されました。総会では、次の議案が提出され、すべて全会一致で可決承認されました。

総会の席上、環境保全・公害防止功労者等の協会長表彰があり、総会終了後の講演会では、㈱日本環境取引機構 代表取締役でＮＰＯ法人グリーンエネルギー推進機構 常務理事の向井征二氏が「低炭素社会の実現と国内クレジット制度について」と題して講演をされました。当協会からは、広瀬専務理事代行が出席をしました。

1　平成20年度事業報告及び収支決算報告
2　平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)
3　役員の改選

産業廃棄物処理関係講習会の実施状況

平成21年度講習会のうち、「新規収運課程」が7月8日㈬、9日㈭の2日間にわたって、岐阜市内の「県民ふれあい会館」で開催され123名の方が受講されました。

なお、「特別管理責任者講習」及び「更新収運課程」は、それぞれ9月8日㈫及び9月9日㈬に、「県民ふれあい会館」で開催されます。

新規加入会員の紹介

平成21年5月26日に開催された第1回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

【正 会 員】

会員名 代表者名	住所 電話番号	業の区分	備考
株式会社 オー・エム・アイ 代表取締役 大鋸良吉	〒509-0207 可児市今渡1814-3 ☎0573-78-1127	収集運搬業	
株式会社 小林三之助商店 代表取締役 三輪文男	〒500-8648 岐阜市加納天神町4-24 ☎058-271-0456	中間処理業	
丸上興業株式会社 代表取締役 上田治一	〒503-2213 大垣市赤坂町3751 ☎0584-71-1133	中間処理業	

（事業承継）

会員名 代表者名	住所 電話番号	業の区分	備考
有限会社 恵北物産 代表取締役 田中和彦	〒508-0351 中津川市付知町3098-2 ☎0573-82-2307	収集運搬業 中間処理業	正会員㈲共同砂利砕石工場から事業承継の予定。

（参考） 会員の状況

会員区分	2月17日現在	入会数	退会数	7月1日現在	増減
正会員	366	3	11	358	△ 8
賛助会員	97	0	7	90	△ 7
特別会員	2	0	0	2	0
合計	465	3	18	450	△15

社名変更の紹介

（平成21年4月から平成21年6月までに届出のあった分）

区分	新社名	旧社名
正会員	株式会社 M. O. C	有限会社 M. O. C

事務局からのご案内

1　協会設立20周年記念式典

(1)　日時・場所

平成21年10月29日㈭　13時

岐阜グランドホテル「月の間」「雪の間」

(2)　式　典

- 式辞　祝辞　　13：00
- 記念講演　　13：20 ― 14：40（80分）
- 感謝状贈呈
- パーティ

[記念講演講師プロフィール]

辛坊治郎（しんぼうじろう）氏

讀賣テレビ放送㈱報道局局長待遇・解説副委員長／芦屋大学客員教授

1956年（昭和31年）4月11日生まれ。大阪府岸和田市出身。

1980年　早稲田大学法学部卒業、読売テレビ放送株式会社入社

現在　・「ズームイン!!ＳＵＰＥＲ」（水・木　朝5時30分～8時）［中京テレビ］

・「ウェークアップ！ぷらす」（土曜　朝8時～9時25分）

・「たかじんのそこまで言って委員会」（日曜　13時30分～15時）

・「サプライズ MONDAY to FRIDAY」（木曜担当　19時00分～19時58分）

2　会議室の新設

協会事務局のある水産会館1階に、会議室を設けました。委員会など協会主催の会議に使用しますが、協会員の皆様もぜひご利用ください。

会議室には、会議机6脚、イス12脚と応接セットを用意しています。

利用される場合には、あらかじめ事務局に電話で予約をしてください。

ご利用をお待ちしています。

無料です。

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は５年です。
許可は更新手続きをしないと失効します。
このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

○　当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の１年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了３ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。

○　更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
　許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は５年間、更新講習会修了証は２年間とされています。
　（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。）

○　許可満了日到来２ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を６ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人　岐阜県産業環境保全協会
ＴＥＬ　０５８－２７２－９２９３

＜協会への入会のおすすめ＞

―― 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ――

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎ 入会金　正会員　　１０，０００円

◎ 会　費　正会員　月額　１０，０００円
　　賛助会員　年額　３０，０００円

◎ 入会方法　入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

社団法人　岐阜県産業環境保全協会

〒500－8384　岐阜市薮田南１－11－12
岐阜県水産会館１Ｆ
ＴＥＬ　０５８－２７２－９２９３
ＦＡＸ　０５８－２７２－６７６４

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約330件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

1．最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。

2．次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。

銀　　行（十六・大垣共立・岐阜）
信 用 金 庫（岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山）
信 用 組 合（岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師）
農業協同組合（岐阜県内のすべての農業協同組合）
労 働 金 庫（東海労働金庫）
ゆうちょ銀行（全国のゆうちょ銀行）

3．ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。

4．お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第１・四半期	第２・四半期	第３・四半期	第４・四半期
月　日	４月27日	７月27日	10月27日	１月27日
金　額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

４月27日	30,000円

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人　岐阜県産業環境保全協会
☎０５８（２７２）９２９３（担当：小野）

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

6月26日開催の第2回理事会において、委員が改選されました。

委員長及び副委員長は7月に開催される次回委員会で互選されます。

委　員（50音順）

天池孝一　兼松誠吾　川合秋男　川合清和

野々村　清　野村清晴　山口　繁　渡邊浩章

編集顧問

大野安一

編集後記

日本近代史において、わが国は2度の大変革を経験しました。徳川3百年の鎖国を列強諸外国の圧力で開国した明治維新、その77年後の英米等との世界大戦での敗戦であります。この二度の変革に共通していることは、いずれも強力な諸外国の影響を受けていることであります。幸い過去の2回とも指導者に多数の賢人、偉人が輩出して日本国民を総動員し、見事に立直らせてわが国を繁栄に導きました。

2度目の変革から今年で64年が経過しました。そろそろ過去2度の大変革に匹敵する激動がわが国を襲うのではないかと懸念されます。しかも、今の日本に政治、経済、マスコミ界を代表する賢人、偉人が見当たらないことがいささか不安でなりません。

激動の予兆は、すでに我々の身辺にも迫っています。ドルを基調とした世界金融システムの破綻から世界不況の傾向を見せ、日本経済はその影響をまともに受けています。また、地球温暖化対策も待ったなしのところまできています。化石燃料の大量消費によって支えられている我々の生活は、諸外国に率先して排出ガス削減を推進することを許さないだろう。その結果、当然の報復として自然災害が頻発したり、貧しい国が武力で解決しようとする戦争に巻き込まれたりしてその被害に苦しむことでしょう。また、このまま推移して更に円高と石油高騰の事態が生じたら、それこそ3度目の大変革となることでしょう。

その時こそ、我が業界が産業界のリーダーとなって、日本古来の伝統的国民性である「和のこころ」、「もったいない精神」それに「勤勉」という国民的コンセンサスを構築し、叡智と技術を駆使して救国に当たらなければならないと考えています。産業界の掃除やに甘んじていてはならないのです。その為には今からその気概と対策を用意しておかなければなりません。

この夏から初秋にかけて、政治情勢が大きく変動するかもしれません。これも一つの予兆でしょう。事態の急変に一喜一憂することなく、冷静に対応したいものであります。

[言葉の宝石]

[朝三暮四（ちょうさんぼし）]（荘子）

狙公（そこう）が芋（どんぐり）の実を猿に与えるのに、朝は三つ晩には四つだといったところ猿たちは皆怒った。そこで、では朝四つ、晩には三つにすると言ったところ、猿は喜んだという故事から生じたことわざである。

本来は、インチキで人を愚弄することをいうのであるが、今の我々にこの猿たちを笑えるであろうか。

記　Y.O

平成21年7月15日発行　第79号

編集発行　社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長　坂　志郎

〒500－8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL〈058〉272－9293

FAX〈058〉272－6764

URL http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/

印刷　共和印刷株式会社

協会のシンボルマーク

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

寿和工業株式会社（としわ）

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の分析等を行っています

産業廃棄物
- 溶出試験
- 含有試験

水　質
- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土　壌
- 底質
- 田、畑土、など

肥　料
- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭　気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

（処　分　業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・動植物性残さ　・木くず
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・廃油（タールピッチ）　・13号廃棄物

（収集運搬業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・動植物性残さ　・木くず
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・廃油　・13号廃棄物　・廃酸　・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

（処　分　業）・特定有害廃石綿等

（収集運搬業）・特定有害廃石綿等　・引火性廃油　・腐食性廃酸　・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物　・特定有害廃油　・特定有害廃酸　・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻　・特定有害汚泥　・特定有害ばいじん
※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、何なりと、下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214　岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL.（0574）62-2121（代）　FAX.（0574）62-6661

国内最大級の環境産業見本市

びわ湖環境ビジネスメッセ2009のご案内

滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会では、「環境ビジネス」を振興するため、産学官が協同して1998年から毎年、環境産業見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」を開催しています。

昨年は、国内外から過去最多の276企業・団体が出展し、36,270人が来場されました。会場内では熱気溢れる商談や技術交流等が繰り広げられ、「ビジネス主体の環境見本市」として高く評価され、「環境と経済の両立」の理念のもとに、全国から魅力あふれる環境ビジネスが集結します。

12回目を迎える2009年も、下記のとおり開催されますので、環境ビジネスに取り組んでおられる協会員の皆様、この機会に是非おでかけください。

●開催日時　2009年10月21日(水) ～ 23日(金)
10：00～17：00(最終日は16：00まで)

●会場　滋賀県立長浜ドーム
(ＪＲ田村駅から徒歩５分、米原駅からシャトルバス15分)

●ホームページ　2008の開催結果など詳細は、次のアドレスをご覧ください。
http://www.pref.shiga.jp/event/messe/

●お問合せ先　滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会事務局
滋賀県庁新産業振興課内
TEL ：077-528-3793　FAX ：077-528-4876
E-mail ： info @biwako-messe.com

㈳岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「集団扱」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心

日本興亜損害保険株式会社
NIPPONKOA INSURANCE

岐阜支店営業第１課　担当　児玉　TEL〈058〉253-9822

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future

HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
研木村（はつりき むら）

■本　社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献

タカイ商事株式会社

TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府）

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

（岐阜県）

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県）

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

（焼却、中和）

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

（焼却、破砕、圧縮、切断、脱水、中和）

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい**

産業廃棄物総合焼却処理工場

〒501−1183
岐阜県岐阜市則松1469番地の3
TEL（058）239−9931
FAX（058）239−9828
E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp
URL http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/

企業理念

“安全で安心”循環型社会の創造は私たちの使命です

JAB EMS Accreditation RE023

GRCA ISO 14001 04GRC-EA100

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。

〈加盟団体〉サトマサグループ

(社)愛知県産業廃棄物協会
(社)岐阜県産業環境保全協会
(社)三重県産業廃棄物協会
岐阜県解体・建廃事業協同組合
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター
〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社
〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

http://www.satomasa.co.jp E-mail : info@satomasa.co.jp